

# 女性部・青年部が県教委と交渉

## 女性目線に立った働き方改革、母性保護・育児環境の改善を！ 初任者の宿泊研修の廃止、部活動の改善を！

### 香川教育

発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL (087) 867-4797  
FAX (087) 867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>



あいさつを述べる女性部長

2025年1月14日、香教組は県教委と女性部・青年部の専門部交渉を行いました。この交渉は、専門部の立場で現場の声を直接届ける大切な交渉です。

### 女性部

#### 働き方改革について

##### 香教組

女性が働きやすい職場は、だれもが安心して働ける職場である。教員の役割は、子どもの成長に寄り添い、ともに歩むことである。そのためには、現場にゆとりが必要である。小学校の教員の持ち授業時間数を週22時間にしよう、国に義務標準法に基づく定数を増やすことを要望するとともに、県独自で加配をするなど現場のニーズに応じた対応をしてもらいたい。

#### 子育て制度について

##### 香教組

育児のための短い時間勤務制度など、我が子を育てるために必要な制度である。心にも余裕をもてる、もっと多くの人がとりやすい制度にしてもらいたい。現実には、人的配置が十分でゆとりがない。子育て制度を利用する人が複数いる場合、加配（子育て加配）を置いてもらいたい。取得しやすい環境づくりをしてもらいたい。自分の家の子よりも学校のことを優先するように言う校長もいる。権利として我が子を育てるといえることができていない。

#### 香教組第101回定期大会

2025年2月23日（日）

サンメッセ香川中会議室

香教組のとりくみと今後の運動を話し合います。組合員の皆さんの参加をお願いします。

##### 県教委

働き方改革は重点項目であり、教委全体として取り組んでいる。香川型指導体制により、令和3年から小学校の教科担任制、35人学級などのため、国からの加配に加え、県独自の予算措置をしている。小学校高学年の教科担任制を実施しているが、令和7年度からは小学4年生に拡充していきたい。教職員定数は最重要課題の一つとして、国に要望している。しっかりと定数を配置することが重要と考えている。

##### 香教組

現場が実感できる教員配置をしてもらいたい。

##### 県教委

子育て加配ではないが今年度育児取得促進事業として、非常勤講師の配置を行っている。仕事と家庭生活の両立は県教委の重要な課題の一つであり、事業の周知徹底をしていきたい。育休をとる先生が多いところに、代替教員に加えて非常勤講師を配置したい。

##### 香教組

それはいいこと、是非周知してもらいたい。私たちは育児短時間勤務について要求している。それについては、これからである。

##### 県教委

#### 妊娠中の勤務軽減について

##### 香教組

妊娠中の教職員の修学旅行、宿泊学習、校外学習、プール学習、鍵当番、研究授業等に免除などの勤務の軽減を講じなければならぬが、管理職への指導はどうなっているか。

##### 県教委

年度末の校長会で、年度当初の教職員への配慮事項の中で話をしている。妊娠中の勤務軽減については、労働基準法に基づいて、妊娠中の職員が請求した場合、勤務時間を超える勤務、時間外勤務、休日勤務などをさせてはならないことを話している。

##### 香教組

実際は管理職に浸透していない。男性管理職の中には重きを置いていない人がいる。妊娠しているのを知っている一人職の養護教諭に、代わりがいないから修学旅行に行くように言う校長がいた。

##### 香教組

妊娠中の勤務軽減は、請求権で、請求しなければ本人の良心に乗っかって業務をさせている。根本には人手不足がある。大きな課題である。どの校長も同じように対応できるよう、命を育む母性保護を制度化してもらいたい。

##### 県教委

制度化について意見として受け止めた。校長へは、年度末の校長会で、紙面でも示した上で十分配慮するよう指導したい。合わせて、先生方が相談しやすい体制を作ることが大事だと考えている。

#### 病気休暇について

##### 香教組

年休は心身のリフレッシュに使うもので、体調が悪いつきは病気休暇を活用できることを校長から周知するように指導してもらいたい。また、インフルエンザなどの感染症にかかると学校には行けないので、特休扱いになるよう制度を改定



交渉に参加された県教委の皆さん

#### 小黑板

昨年末、香川県人事委員会の勧告にもとづいて4月から12月までの給与の差額が支給されました。新規採用者を初め、若い先生は1ヶ月の給料をはるかに上回る額となりました。何もなければ賃金は上がりません。香教組や全国の仲間が署名を集めて人事院や文科省、県教委や県人事委員会などへ要請行動を行った結果です。▼県内で講師として勤務されているが香川県の教員採用試験を受験する際の勤務態様が職免となりました。2025年度から初任研修での宿泊研修は実施しないようになり、育児のための部分休業も小学校3年生まで拡大します。▼これらの権利が実現するまでに、何年もかかったものもあります。しかし、声をあげる、声を上げ続ければ変わってきます。何もしなければ

声を上げ続けることで

変わります。▼今回、女性部・青年部がそれぞれの立場から交渉を行いました。現場には、まだまだ多くの厳しい状況があります。香教組は毎年、「賃金改善や多忙化解消のための要求署名」にとりくみ、集まった署名を署名を県教委提出することにも現場の声を伝えていきます。また、香川の教育をよくする県民会議として「ゆきとどいた教育を求める香川県署名」にもとりくんでいます。その結果、国よりも早く中学校3年までの35人学級実現になっています。▼香教組は決して大きな組織ではありませんが、教職員の生活と権利、子どものいのちと教育を守り、発展させる活動にとりくんでいます。この香川教育でもとりくみをお知らせしていきます。ご協力をお願いします。

## 妊娠、子育てについての制度

- 不妊治療休暇  
不妊治療を受ける場合、1年に10日まで。  
男女とも対象。時間は日または時間単位で。
- 妊婦通勤緩和休暇  
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合。  
勤務時間の始め又は終わりに1日につき1時間を超えない範囲で。
- 妊娠障害休暇  
妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわりなど等の障害により勤務することが著しく困難である場合。  
その都度必要と認める日又は時間
- 育児のための短時間勤務  
子どもの小学校就学前まで。次の4つのどれか。
  - ・週5日で1日3時間55分勤務。
  - ・週5日で1日4時間55分勤務。
  - ・週3日で1日7時間45分勤務。
  - ・週3日で7時間45分が2日と3時間55分を1日。
- 保育時間  
・女性も男性も。子どもが満3歳になるまで。  
1日120分。
- 育児のための部分休業  
子どもの小学校就学前まで  
→小学校3年生の子まで（2025年4月より）

制度はあっても、とりづらい。  
人を増やしてとりやすい環境を。



してもらいたい。

**県教委** 特休については国の仕組みを注視していきたい。病休については、先ほど述べた年度末の校長会でしつかり周知したい。

**労働安全衛生法について**

**香教組** 労働安全衛生法に基づく、衛生委員会は高校では機能しているところが多い。教職員の心と身体 of 安定のために重要だ。小中学校は50人未満なので設置は努力義務になるが、県教委はどのような対応しているか。

**県教委** 市町の学校の労安体制は市町教委の対応になる。県教委と市町教委と連携している。

教委に知らせ、教育委員会の会議や校長会でも周知している。また、年に1回、状況を調査して情報交換をしている。

**香教組** 初任者が悩みも相談でき、研修でも大きな負担がないようにすることで初任者で教職を辞める人がないようにしたい。研修で軽減したものはあるか。

**県教委** 特にはないが、学習指導案、報告書などの作成で書類の書き方を学ぶようにしている。指導案は、過度



交渉に臨む香教組組員

にならない程度で、授業では作らなくてもいい。校長会では、過度の負担にならないように伝えている。

**香教組** 初任者が学級担任をすることを緩和すること。

**県教委** 初任者担当がつくときは担任をもつのが基本。本人・学校の実情に応じて勘案している。

**香教組** 初任者担当を元管理職にしたり、校内の担当者で管理職にしたりしないこと。

**県教委** 教育事務所と連携して、適任者を配置している。

**香教組** 市町で研修の回数や内容が違うので多忙化しないようにすること。

**県教委** 県教委は年間を通して全体的な計画を作成している。法律上、市町で年間計画は作成できるので、県教委が内容や回数の指導はできない。業務改善で連携している。

## 宿泊研修について

昨年の五色台研修は、宿泊棟に不備があった。暑さの問題もあり、五色台が研修の場所として適当かという課題もある。初任者研修は宿泊を伴わないようにすること。

**香教組** 実現しました！

**県教委** 初任者研修において、宿泊を伴う研修は、令和7年度以降実施しない予定である



## 部活動について

部活動で勤務時間を超える場合は、平日休日祝日に関わらず、部活動手当を支給すること。

**県教委** 休日、休日、又は半日勤務日に引き続き2時間以上業務を行った場合に支給している。全国的には3時間以上で2700円が半分だが、香川は2時間以上1900円も支給している。国による財政措置の状況などを考慮して対応したい。

**香教組** 部活動については、部活動にしたい人、いやいやする人、したくない人がある。香教組は、部活動をした人とはするという方針である。自分のできるものならしたいという人はいる。部活動の顧問は、管理職が当たり前のようになっている。お願いしているような状況である。本人意思を確認できるようにすることが必要だ。管理職の構えとして、部活動をしたくないことを把握しておいてもらいたい。

## 香小中研について

任意団体である香小中研の参加を強制しないよう市町教委を指導し、周知すること。参加を求める市教委もある。

**香教組** 任意団体である香小中研の参加を強制しないよう市町教委を指導し、周知すること。参加を求める市教委もある。

**県教委** 市町教委、香小中研への入会・退会

は任意であることを、年度初め等に全教職員に説明し、その意思を確認することを求めている。



**県教委** 部活動の顧問については、令和5年3月に新たなガイドラインを作成した。その中で、校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うこととしている。個別に話を聞いた上で決めていくことを市町教委と連携しながら取り組んでいきたい。